

北見市自治推進交付金制度検証会議における会議録及び傍聴の取扱いについて（案）

【会議録について】

1 会議録について

発言については、要旨として記録することを基本とする。

2 発言者氏名について

発言者氏名については、個人名を表記する。

3 会議録の確定方法について

事務局が会議録（確認用）を作成し、修正がある場合にはそれを加えて確定する。
各委員に確認の後、公表する。

4 公表方法について

会議録については、まちづくり基本条例第26条第2項の規定により
北見市ホームページ等で公表する。

【傍聴について】

1 傍聴人の定数について

一般席の定員は定めないこととする。ただし、会場における適正人数を超える場合は、傍聴人の人数を制限できる。

2 傍聴の手続きについて

会議を傍聴するときは、受付で住所、氏名を記入し、事務局の指示に従う。

3 傍聴にあたっての遵守事項について

(1) 会議中は、私語を慎み、静かに傍聴すること。

(2) 会議における発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) 会場において飲食、喫煙をしないこと。

(4) 会場において写真撮影、録画、録音等をしないこと。

(ただし、座長が認めたときを除く。)

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 前各号の定めるもののほか、会議の秩序を乱したり、議事を妨害するような行為はしないこと。

4 事務局の指示について

傍聴人は事務局の指示に従わなければならないこととし、注意を促しても従わないときは、事務局は傍聴人を会場から退場させることができる。